

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 預金取扱金融機関に関する制度の企画及び立案

第1節 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行（資料3-1-1参照）

I 経緯

時限的な公的資金制度を創設することにより、地域における金融機能の強化に向けた金融機関の取組みに対し公的な支援を行うための「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」の施行（平成16年8月1日施行）に伴い、所要の規定を整備した。

II 概要

主な政令等の整備状況は以下のとおり。

1. 金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令及び金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の制定
経営強化計画の内容の詳細、株式等の引受け等の決定の要件（国の資本参加に当たっての審査基準）の詳細、株式等の引受け等の申請の際の添付書類等必要な事項を定めた。
2. 金融機能強化審査会令の制定
金融機能審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項を定めた。
3. 関係政省令等の整備
預金保険債券令、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令等の関係政省令の整備を行った。
4. その他
金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行に際し、必要となる事項を定めた命令及び告示を制定した。

第2節 預金保険法の改正に伴う関係政令等の整備（資料3-2-1参照）

I 経緯

金融危機への円滑な対応を確保するために、預金保険法第102条第1号措置について所要の改正を行う「預金保険法の一部を改正する法律」の施行（平成16年8月1日施行）に伴い、所要の規定を整備した。

II 概要

1. 預金保険法施行令の改正

預金保険法第102条第1項の規定による認定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等が資本増強の申込みをする場合において当該金融機関が提出する経営健全化計画に定めるべき方策等を定めたほか、所要の規定の整備を行った。

2. 預金保険法施行規則の改正

預金保険法第102条第1項の規定による株式交換等及び組織再編成の認可を金融庁長官に申請する際に提出する書類等を定めたほか、所要の規定の整備を行った。

3. その他

預金保険機構が資金援助に係る株式交換等及び組織再編成の承認を行うための基準を定めた。

第3節 銀行代理店制度の見直し

I 経緯

1. 現行の銀行代理店制度は、銀行法上、銀行の届出により代理店の開設・廃止ができる一方で、その業務の健全な遂行を確保するための具体的な施策は内閣府令に委任するものとなっている。これを受けて内閣府令では、従来の店舗規制の経緯の中で、銀行代理店を銀行本体の支店と同一視（いわゆる“製販一体”）して規制している結果、100%出資規制や専門規制などの諸規制が課されている。
2. このため、機動的な代理店設置が難しく、多様な顧客ニーズに十分対応できないことなどから、代理店制度は十分に活用されているとはいえない状況にあり、金融業界からは、出資規制の撤廃・緩和、業務範囲の更なる拡大など諸規制の改革要望がかねてより提出されてきた。これを受けて、平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、銀行代理店制度の規制改革を行い、16年度中に措置することとされた（資料3-3-1参照）。
3. これを受けて、金融庁としては、利用者利便の一層の向上を目指して、柔軟かつ多様な販売チャネルを通じ、顧客がよりアクセスしやすく、充実したサービスを安心して受けられるよう、銀行代理店制度の見直しなどを内容とする銀行法等の改正法案の国会提出に向けての準備を行っているところである。

II 概要

金融審議会金融分科会第二部会においては、銀行代理店制度の見直しについて、16年12月から3回の議論を行い、17年2月2日、「銀行代理店制度見直しの論点整理」（以下「論点整理」という。）を取りまとめた。

この「論点整理」における銀行代理店制度の見直しの基本的方向性としては、チャネルの多様化は、顧客利便向上のため重要であるとの認識の下、より弾力的かつ柔軟な制度設計が可能となるよう、銀行法上、代理店を銀行とは別の、独立した業として正面から位置づけた上で、出資規制、専門義務は抜本的に緩和する一方で、顧客保護のための説明義務、誤認防止、分別管理などの義務づけ、利益相反の防止、委託元の銀行の責任の明確化などの制度整備を行うこととされており、以下のような制度を念頭に、具体的な法案策定の準備を行っているところである。

1. 参入規制等

銀行代理店は、過疎地等におけるライフライン・バンキングを提供する小規模なものから、ホールセール的で複雑な業務を行う大規模な

ものまで幅広く多様な形態での活用が想定されることから、柔軟で使いやすい制度を構築すべきとする一方で、銀行が決済システムの一翼を担っていることから、その健全性を担保するため免許制をとっており、銀行代理店についても、銀行免許制の潜脱とならないような制度の枠組みとなっている必要があるとの指摘を踏まえると、次のような参入規制の導入が考えられる。

(1) 業者の定義等

銀行のために、銀行の中核的業務である預金等の受入れ、資金の貸付け・手形の割引又は為替取引の代理又は媒介を行う者について、一定の参入規制を導入する方向で検討を行う。

(2) 参入要件

代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、参入要件として、業務遂行能力を担保するための知識・経験等の人的構成、社会的信用、一定の財産的基礎及び他に営む業務が代理業務に支障を及ぼさないことを求める方向で検討を行う。

2. 顧客保護及び適正な業務遂行の確保

「論点整理」においては、顧客保護のため透明なルールを明確化する必要があることとされており、次のような行為規制を設ける方向で検討を行う。

(1) 分別管理

的確に代理業務を遂行し、確実に委託元である銀行に受払いが行われるよう、顧客資金を自己の固有財産と分別して管理することとする。

(2) 顧客に対する情報提供等

顧客に対し、どの銀行のために、代理・媒介のどちらの立場で業務を行っているのか等の明示、代理業務に係る情報の提供及び顧客情報の適切な取扱いなどの代理業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を求めることとする。

(3) 利益相反行為の防止

顧客代理業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な利益相反行為等の禁止行為を明確化することとする。

(4) 委託元の銀行の責務

委託元の銀行に対し、銀行代理店の業務の指導等を求めるとともに、銀行代理店が顧客に加えた損害を賠償する責任を負うこととする。

3. 監督

監督当局は、銀行代理店に対し、報告及び資料徴求、立入検査及び業務改善命令等を行うことができることとする。

4. 協同組織金融機関

協同組織金融機関も金融機関の代理店となることができるようにするとともに、各業法において銀行代理店制度の見直しと同様の措置を講じることとする。